Ⅶ．歴史的風致形成建造物に関する事項

１．歴史的風致形成建造物の指定の方針等　（法第５条第２項第４号）

奈良市の歴史的風致を形成する重要な構成要素である歴史的建造物のうち、重点区域における歴史的風致の維持及び向上のために必要かつ重要と認められる建造物を「歴史的風致形成建造物」として指定する。

具体的には、古都奈良を代表する祭り・行事や奈良町の各町で行われる祭り・行事の舞台や背景となる社寺や歴史的町並みを形成する町家や町会所、茶の文化を象徴する茶室や庭園、墨づくりや酒造などの伝統産業・工芸を営む建物、近代以降の文化人の交流の場となった高畑地域の邸宅、それらの文化人をはじめ多くの人々を迎え入れてきた奈良公園内の料亭や旅館、近代建築などが対象として想定される。

これらの建造物を今後も良好な状態で維持していくためには、その修復や修景に対する市民の理解を高めるとともに、所有者や管理者等にも歴史的風致形成建造物の指定への理解と協力を求めていくことが求められる。

そこで、奈良市における歴史的風致形成建造物は、原則として、次の指定基準ならびに指定対象に基づき指定を行うこととし、指定にあたっては、所有者や管理者等の意見を聴いた上で、なら歴史まちづくり推進協議会の意見を聴くこととする。

【歴史的風致形成建造物の指定基準】

奈良市の歴史的風致を維持向上するために重要な建造物であり、次のいずれかに該当する建造物とする。

① 意匠性、技術性が優れているもの
② 歴史性、地方性、希少性の観点から価値の高いもの
③ 外観が景観上の特色を有するもの

【歴史的風致形成建造物の指定対象】

次のいずれかに該当する建造物とする。

① 文化財保護法第 57 条第 1 項の規定による登録有形文化財、及び同法第 132 条第 1 項の規定による登録記念物
② 奈良県文化財保護条例第 4 条第 1 項に規定する県指定有形文化財、及び同条例第 38 条第 1 項に規定する県指定史跡又は県指定名勝
③ 奈良市文化財保護条例第 4 条第 1 項に規定する指定文化財
④ 景観法第 19 条に規定する景観重要建造物
⑤ なら・まほろば景観まちづくり条例第 14 条第 1 項に規定する都市景観形成建築物等
⑥ その他、歴史的風致の維持及び向上に資すると認められるものであり、かつ概ね昭和中期以前に建設されたもの

２．歴史的風致形成建造物の維持及び管理の指針となるべき事項　（法第５条第２項第５号）

（１）歴史的風致形成建造物の維持及び管理の基本方針

歴史的風致形成建造物は、周囲の景観への影響や個々の建造物の特徴を十分に考慮した適切な維持管理ならびに保存の措置を講じるとともに、積極的に公開・活用を推進することにより、歴史的風致の維持及び向上を図っていくものとする。

保存のための修理や修景、防災上の措置などを行う場合には、文化財的な調査を実施した上で、専門家や学識経験者などの意見を踏まえて実施するものとする。特に民間が所有する建造物の修理等にあたっては、文化財に関わる補助制度の活用や都市景観形成建造物等に対する修景助成制度の拡充などにより、所有者等の負担の軽減に努めることとする。

また、公開・活用にあたっては、日常の生活・営みの場として利用している所有者や管理者との合意形成を図った上で、歴史及び伝統を反映した活動の場としての価値を損なわないよう配慮するとともに、パンフレットやホームページなどを通じた広報や散策イベントとの連携などによる普及啓発を推進することとする。

具体的には、現在、法・条例による保存・保全のための指定等の状況に応じて次のとおりとする。

【登録有形文化財、景観重要建造物、都市景観形成建築物等である歴史的風致形成建造物】

修理は外観の維持・保存を基本とする。外観の変更を伴わない部分的改修や建築当初の外観への復原も認め、内部についても外観やそこで行われる歴史及び伝統を反映した活動への影響を及ぼさない範囲で、活用のために必要な改造を認めるものとする。

【県指定有形文化財、市指定文化財（建造物）である歴史的風致形成建造物】

建造物の内部、外部とも現状保存を基本とする。これらの建造物を維持・保存するための修理については、痕跡に基づく修理を原則とする。

【登録記念物、県指定史跡、県指定名勝、市指定文化財（史跡・名勝）である歴史的風致形成建造物】

樹木の剪定や園地の除草などの日常管理を徹底する。また、庭園は敷地内部に位置し、通常望見できない場合が多いため、その公開について配慮する。

【上記以外の（法・条例による指定等を受けていない）歴史的風致形成建造物】

建造物の修理は外観の維持・保存を基本とする。外観の変更を伴わない部分的改修や建築当初の外観への復原も認め、内部についても外観やそこで行われる歴史及び伝統を反映した活動への影響を及ぼさない範囲で、活用のために必要な改造を認めるものとする。

遺跡や名勝地については、樹木の剪定や園地の除草などの日常管理を徹底する。また、庭園は敷地内部に位置し、通常望見できない場合が多いため、その公開について配慮する。

（２）届出を要しない行為

歴史まちづくり法第15条第1項第1号及び同法施行令第3条第1号に基づく届出を要しない行為は、次の行為とする。

① 文化財保護法第 57 条第 1 項の規定に基づく登録有形文化財について、同法第 64 条第 1 項の規定に基づく現状変更の届出をして行う行為並びに同法第 132 条第 1 項の規定による登録記念物について、同法第 133 条の規定により準用する同法第 64 条第 1 項の規定に基づく現状変更の届出をして行う行為。

② 奈良県文化財保護条例第 4 条第 1 項の規定に基づく県指定有形文化財について、同条例第 18 条第 1 項の規定に基づく現状変更等の許可を受けて行う行為及び同条例第 19 条第 1 項の規定に基づく修理の届出をして行う行為並びに同条例第 38 条第 1 項に規定する県指定史跡名勝天然記念物について、同条例第 45 条第 1 項の規定に基づく現状変更等の許可を受けて行う行為、及び同条例第 46 条の規定により準用する同条例第 19 条第 1 項の規定に基づく修理の届出をして行う行為。

③ 奈良市文化財保護条例第 4 条第 1 項の規定に基づく指定文化財について、同条例第 11 条第 1 項の規定に基づく現状変更等の許可を受けて行う行為。

④ 景観法第 19 条第 1 項の規定に基づく景観重要建造物について、同法第 22 条第 1 項の規定に基づく現状変更の許可を受けて行う行為。

⑤ なら・まほろば景観まちづくり条例第 14 条第 1 項の規定に基づく都市景観形成建築物等について、同条例第 15 条第 1 項の規定に基づく届出をして行う行為。

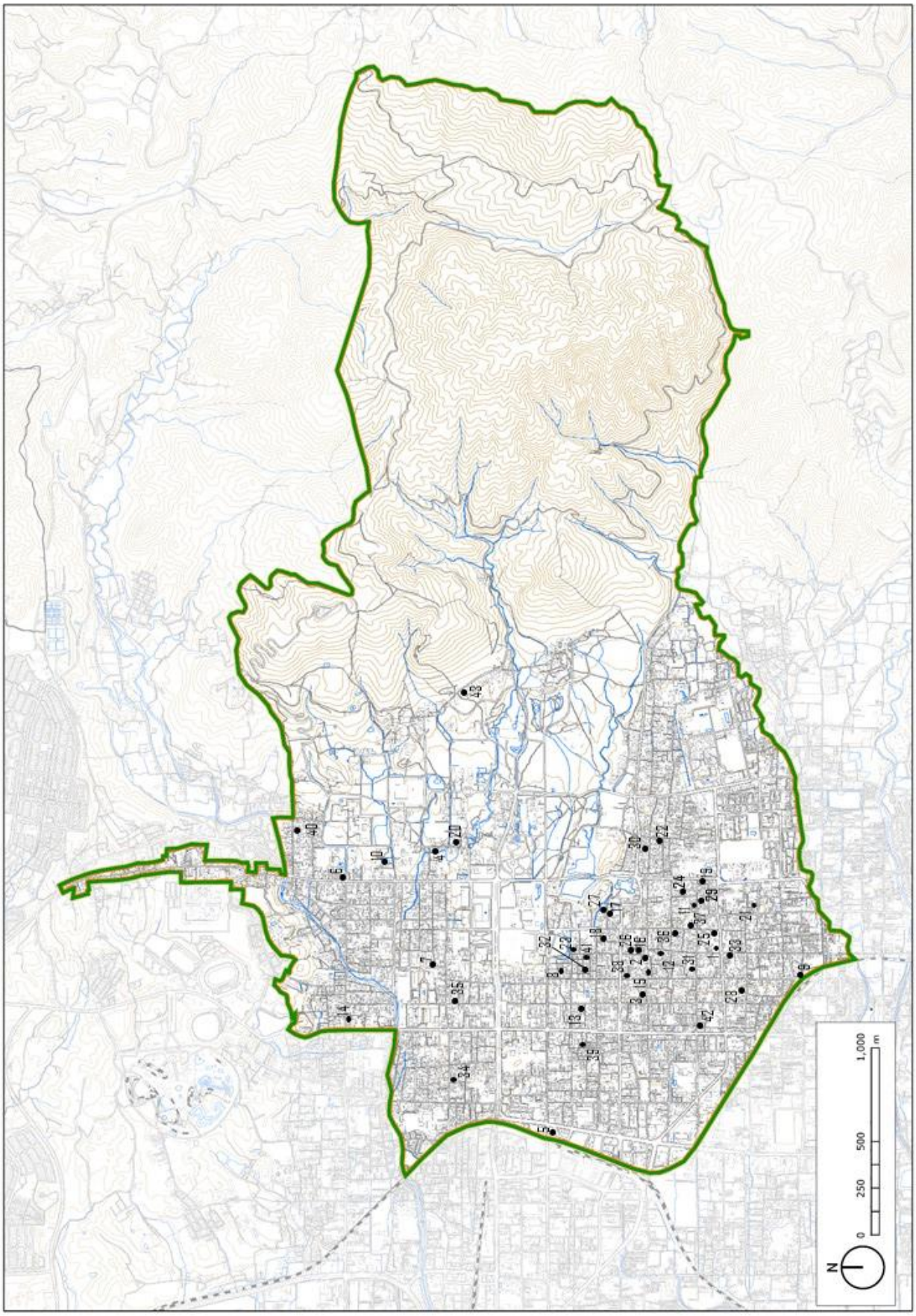

奈良市歴史的風致形成建造物の指定及び候補の位置

歴史的風致形成建造物指定及び候補一覧

No.	名　称	写　真	所有者 (管理者)	所在地	歴史的 風致※	備　考
1	奈良市奈良町南 観光案内所		奈良市	井上町	⑧	
2	奈良町 にぎわいの家		奈良市	中新屋町	⑧	登録有形文化財
3	奈良町からくり おもちゃ館		奈良市	陰陽町	⑧	
4	入江泰吉旧居		奈良市	水門町	⑤	
5	奈良市総合 観光案内所		奈良市	三条本町	④	
6	奈良市きたまち 転害門 観光案内所		奈良市	手貝町	④	
7	奈良市きたまち 鍋屋観光案内所		奈良市	半田横町	④	
8	元林院検番 演舞場及び 事務所		個人所有	元林院町	④	平成 29 年 7 月 14 日指定
9	京終駅舎（奈良 市京終駅 観光案内所）		奈良市	南京終町	④	令和元年 6 月 12 日指定

10	喜多家住宅		個人所有	芝辻町	⑦	登録有形文化財 平成 30 年２月 21 日指定
11	山賀家住宅		個人所有	築地之内町	⑧	平成 30 年２月 21 日指定
12	木奥家巽蔵		個人所有	芝新屋町	⑧	登録有形文化財 平成 30 年４月 10 日指定
13	栃岡家住宅		個人所有	椿井町	⑧	平成 30 年２月 21 日指定
14	廣岡家住宅		個人所有	法蓮町	⑧	平成 30 年６月 25 日指定
15	満月		個人所有	高御門町	⑧	平成 30 年８月 30 日指定
16	町家宿となり Guest House “TONARI” on Naramachi		株式会社ヤクシーコーポレーション 所有	中新屋町	⑧	平成 30 年６月 25 日指定
17	ギャラリー&ポストカード 藤影堂		個人所有	不審ヶ辻町	⑧	平成 31 年３月 26 日指定
18	旧山中家住宅		個人所有	東寺林町	⑧	平成 31 年３月 26 日指定

19	木屋 KIYA		有限会社 内亀 所有	紀寺町	⑧	登録有形文化財 平成 30 年 10 月 19 日指定
20	吉川家住宅 表門及び表塀		個人所有	水門町	⑦	平成 31 年３月 26 日指定
21	The temple (寶珠寺)		個人所有	紀寺町	⑧	平成 30 年 10 月 19 日指定
22	髙倉家住宅		個人所有	紀寺町	⑧	令和元年５月 ８日指定
23	旧橋村家住宅		個人所有	今御門町	⑧	平成 31 年３月 26 日指定
24	植田家住宅		個人所有	紀寺町	③⑧	令和元年 11 月 22 日指定
25	EENA HOUSE		有限会社 ナ カ ニ シ 所有	川之上突 抜北方町	⑧⑩	令和２年２月 ３日指定
26	藤村家住宅門塀 及び蔵		ジェイティ ーシー株式 会社 所有	中新屋町	⑧	令和２年２月 ３日指定
27	森岡家住宅塀		個人所有	高畑町	⑧	令和２年５月 29 日指定

28	飛鳥神社社務所		飛鳥神社	北京終町	③⑧	令和２年５月 29 日指定
29	徳田家住宅		個人所有	紀寺町	⑧	令和元年 11 月 22 日指定
30	八木家住宅		個人所有	高畑町	⑧	令和２年５月 29 日指定
31	西村邸		個人所有	花園町	⑧⑩	令和２年２月 ３日指定
32	山本家貸家		株式会社 ダイセンビジネスサービス 所有	南市町	⑧	令和元年 11 月 22 日指定
33	花澤家住宅		個人所有	中辻町	⑧	令和３年３月 29 日指定
34	中島家住宅		個人所有	芝辻町	⑧	令和３年３月 29 日指定
35	大豆山町家		個人所有	大豆山町	⑧	令和３年３月 29 日指定
36	吉村家住宅		個人所有	薬師堂町	⑧	令和２年 11 月 16 日指定

37	野﨑家住宅		個人所有	川之上町	⑧	令和２年 11 月 16 日指定
38	旧和田家住宅		個人所有	脇戸町	⑧	令和４年３月 30 日指定
39	橋本家住宅		個人所有	寺町	⑧	
40	旧細田家住宅		奈良市	雑司町	⑧	奈良県指定 有形文化財
41	酒肆春鹿 田中家町家		個人所有	今御門町	⑧	
42	髙瀬家町家		個人所有	西木辻町	⑧	
43	旧丸十物産店 店舗		個人所有	雑司町	④	

※奈良市の維持向上すべき歴史的風致

自然・神仏を崇拝する　①古都奈良を代表する祭礼・行事にみる歴史的風致
②地域の祭礼・行事にみる歴史的風致
③民間信仰にみる歴史的風致

歴史を尊び、風土を愛でる　④社寺・名所・旧跡への探訪にみる歴史的風致
⑤文学・芸術活動にみる歴史的風致
⑥平城宮跡の保護活動にみる歴史的風致
⑦奈良公園にみる歴史的風致

豊かな生活を支える	⑧奈良町のコミュニティと町家の暮らしにみる歴史的風致 ⑨伝統的な工芸と産業にみる歴史的風致 ⑩茶の文化にみる歴史的風致